旭川厚生訪問看護ステーション運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(目 的)

第1条 この規程は、本会の訪問看護ステーション運営細則にもとづき、訪問 看護ステーションの運営に関して必要な事項を定める。

第2条 訪問看護ステーションは、指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看 護事業を行うものとして、要介護状態または要支援状態にあり、かかりつ けの医師(以下「主治医」という)が訪問看護の必要を認めた者(以下 「利用者」という)に対して、看護師等が訪問し、看護サービスを提供する。

2 この事業は、指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の基本理念にもとづき、利用者の心身の特性を踏まえて、その心身機能の維持・回復を目指し、生活の質の確保を重視した、快適な在宅療養が継続できるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 指定訪問看護事業及び指定予防介護訪問看護事業の実施にあたっては、 行政機関、地域の保健・医療・福祉サービスの関係機関と密接な連携に努め、これらの協力のもとに、法の基本理念が具現されるよう適切な運営を 図るものする。

2 当該事業の運営上必要な事項について協議するために、運営会議を設置する。

第2章 事業所等の名称

(事業所の名称)

第4条 指定訪問看護事業及び指定予防介護訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1)名 称 「旭川厚生訪問看護ステーション」

(2)所在地 旭川市2条通24丁目110番地28 JA北海道厚牛連 旭川別館内

第3章 職員の職種、員数及び職務内容

(職員の職種及び定数)

第5条 訪問看護ステーションに勤務する職員の職種及び定数は、次のとおりとする。

(1)所長 (管理者) 看護師 1名(専任もしくは兼務)

(2) 訪問看護担当職員 保健師もしくは看護師 5名以上(内兼務1名(管理者)) (常勤で専任もしくは兼務)

但し、利用者の増加により定数の増員をすることができる。 理学療法士・作業療法士(非常勤)を若干名おくことができる。

(3) 事務職員事務員(非常勤、兼務) 1名

第6条 職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 所長は所属職員を指導監督し、関係諸機関との連携を図り、適切な 事業が行われるよう統轄する。
- (2) 職員は所長の命をうけて、次の職種区分によりその職務に従事する。
 - イ)保健師もしくは看護師は、訪問看護及び介護予防訪問看護を実施し、 関係諸機関との連携を図り、適切な事業が行われるよう統轄する。
 - 口) 理学療法士・作業療法士は、訪問看護及び介護予防訪問看護に係わ る訪問リハビリテーションを実施し、その結果の記録及び報告を行う。
 - ハ)事務員は訪問看護及び介護予防訪問看護に係わる一般事務及び庶務 に関することに従事する。旭川厚生病院の医事課が必要な事務を行う。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。 第7条

(1) 営業日 通常月曜日から金曜日までとする。 但し、国民の祝日及び本会の定める休日を休業日とする。 年末年始(12月30日から1月3日まで)

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 電話等により、24時間連絡が可能な体制とする。

第5章 訪問看護の内容

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護ステーションが行う看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害、全身状態の観察
- (2) 清潔の保持等日常生活上の世話
- (3) 褥創の予防、処置
- (4) リハビリテーション
- (5) カテーテル管理 (6) ターミナルケア
- (7) 療養生活や介護
- (8) その他医師の指示による医療処置
- (9) その他必要な事項

第6章 緊急時における対応

(緊急時における対応方法)

緊急時は本人または家族を介して主治医に相談する。 第9条

訪問看護及び介護予防訪問看護実施中の利用者の病状が急変、その他緊急事態 が生じた時は訪問看護及び介護予防訪問看護担当職員は速やかに主治医に連絡 し、適切な処置を行うとともに所長に報告しなければならない。

第7章 利用料に関する事項

(利用料)

指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生 第10条

労働大臣が定める基準によるものとし、当該訪問看護及び介護予防訪問看護 が法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に応じた金額とす る。

- 2 利用料は別表のとおりとする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して 事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印) を受けることとする。
- 4 料金改定があった場合は、別表により説明し、了解を得ることとする。

(領収書の交付)

第11条 利用料の支払いを受けたときは、利用料ごとに区分記載した領収書を利用者に交付するものとする。

第8章 虐待の防止のための措置に関する事項

(虐待防止措置)

第12条 虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに その結果について、従業員に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3)従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 前項に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

第9章 その他 重要事項

(诵常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、旭川市全域とする。

2 その他の地域については、相談に応じるものとする。

(運営に関する留意事項)

- 第14条 訪問看護事業及び介護予防訪問看護事業を円滑に推進させるために、旭川医師会、行政機関、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所、他の指定居宅サービス事業者等との連携に努めるものとする。
 - 2 訪問看護ステーションは、訪問看護及び介護予防訪問看護の社会的使命を 充分認識し、職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおりもうけ、 また、業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後6ヵ月
 - (2) 継続研修 年1回以上(研修内容は年度当初定める)
 - 3 職員は業務上知りえた利用者及び家族の秘密を保持しなければならない。
 - 4 この運営規程に定める以外の運営に関する事項は、代表理事会長が定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年7月26日から施行する。

この規程は、平成18年1月10日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

この規程は、平成19年2月1日から施行する。 この規程は、平成19年7月1日から施行する。 この規程は、 平成19年9月1日から施行する。 平成20年4月1日から施行する。 この規程は、 この規程は、平成20年9月1日から施行する。 この規程は、 平成20年11月1日から施行する。 この規程は、 平成21年4月1日から施行する。 平成21年6月1日から施行する。 この規程は、 平成22年1月1日から施行する。 この規程は、 この規程は、 平成22年4月1日から施行する。 この規程は、平成23年4月1日から施行する。 この規程は、平成23年8月1日から施行する。 この規程は、平成26年4月1日から施行する。 この規程は、平成26年7月1日から施行する。 この規程は、平成27年4月1日から施行する。 この規程は、平成27年8月1日から施行する。 この規程は、平成30年3月1日から施行する。 この規程は、平成30年4月1日から施行する。 この規程は、平成31年4月1日から施行する。 この規定は、令和元年11月1日から施行する。 この規定は、令和2年3月1日から施行する。 この規定は、令和3年1月1日から施行する。 この規定は、令和5年11月1日から施行する。